

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

農林水産省 農産局 技術普及課  
 畜産局 企画課  
 林野庁 経営課  
 水産庁 水産経営課

項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長（①農林漁業者関係）		
税目	所得税・法人税		
要望の内容	<p><b>【措置の概要】</b>                  中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円や1億円以下の法人は7%）が選択適用できる。</p> <p><b>【要望の内容】</b>                  適用期限を2年延長する。                  中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－精査中－百万円 (▲89,200百万円) ( ー 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

中小規模の農林漁業者がほぼ全体である農林漁業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農林漁業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農林漁業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。

このため、中小企業等経営強化法に基づき、特定経営力向上設備と位置づけられる高性能な農林漁業機械等の導入（機械化等投資）を促進し、農林漁業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給を確保することが目的。

(2) 施策の必要性

本特例措置は、平成 29 年 3 月 31 日で終了した生産性向上設備投資促進税制の枠組みを継承したものであり、経営力の向上につながる高性能な農林漁業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農林漁業者を広く支援するものである。中小規模の農林漁業者にとって経営力の向上につながる生産性の向上は引き続き促進していくべき重要な課題であり、本特例措置は、農林漁業の生産性向上等を通じた農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給のためには必要不可欠。

農林漁業は中小規模の事業者がほぼ全体であり、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがち。

このため、中小規模の農林漁業者が、機械等の導入を円滑に進め、経営力の向上につながる生産性の向上を図るには、投資インセンティブとして、経営力向上計画に基づく農林漁業機械等の取得の際に初期投資の負担軽減を図る本特例措置が必要不可欠。

また、食料安全保障や国土強靱化が国家的な課題である状況で、それらに資する農林漁業者による前向きな取組を支援するためにも必要不可欠。

さらに、令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024（骨太の方針）」においても、「農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障」として、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策に向けた指針が位置づけられている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）

第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障

食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立を新たな柱に位置付けるとともに農業の持続的な発展や農村の振興を図るため、基本法が四半世紀ぶりに改正されたことを受け、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、2024 年度中に基本計画を改定し、施策を充実・強化するとともに、それを確実に進めるための体制を確保し、農林水産業の収益力向上の実現を通じた所得の向上を図る。

食料安全保障の強化に向け、食料自給率その他の新たな目標設定や農林水産業・食品産業の生産基盤の強化とともに、安定的な輸入と備蓄を確保しつつ、水田の汎用化・畑地化を含め輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力拡大等の構造転換を推進する。食料供給基盤強化も念頭に海外需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進する。

(略)

農業の持続的な発展に向け、地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化や土地改良事業、サービス事業体の育成・活動の

	<p>促進とともに、農地の総量確保と適正・有効利用や食品産業と連携した農業法人の経営基盤強化、スマート技術の開発と生産方式の転換や実装加速化、経営安定対策、家畜疾病対策、女性活躍等を進めるほか、人口減少に対応した適切な用排水施設等の保全管理のための土地改良法制について次期通常国会提出を目指す。農村の振興に向け、中山間地域等の農地保全や粗放的利用対策、農村関係人口の増加に資する地域産業振興、農福連携、鳥獣対策、棚田地域の振興等を進める。</p> <p>森林の循環利用ができる経営体育成と集約化等を促進する法制度の次期通常国会提出を目指す。林道等基盤整備や再造林、国産材転換、木材利用拡大、花粉症対策等を進める。</p> <p>着実な水産資源管理と操業形態の転換、養殖業の成長産業化、漁業者の人材育成・経営安定、漁船等の生産基盤整備、海業の全国的な展開等を進める。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 5－⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 6－㉔ 漁村の活性化の推進</p>
<p>政策の達成目標</p>	<p>(農業) 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和6年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：85,556円（令和5年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。 ※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 （160万円以上の国内向け高性能農業機械出荷額79,516百万円×販売農家のうち青色申告を行っている農業経営体者の割合0.39843）÷青色申告を行っている農業経営体370千経営体＝85,556円 高性能の農業機械とは、本特例措置の対象と想定されるトラクター（50馬力以上）、田植機（6条以上）、コンバイン（4条以上）、スピードスプレヤーとする。</p> <p>(林業) 過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：1,563千円（令和4年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。 ※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 高性能林業機械出荷額9,127百万円÷過去1年間に素材生産を行った経営体数5,839（※）＝1,563千円</p>		

			<p>なお、ここでいう高性能林業機械とは、本特例措置の対象として林業機械化協会から生産性向上要件証明書が発行されている機種（フォワーダ（林内作業車含む）、フェラーバンチャ等）とする。 ※ 農林水産省「2020年農林業センサス」参照</p> <p>（水産業） 令和6年度の漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械取得額（令和5年度実績値の平均25,330円）を基準値とし、これを維持すること。 ※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 生産性向上要件証明書発行総額 1,554,200千円（※1）÷経営体数（※2）61,360=25,330円 ※1：令和5年度 生産性向上要件証明書発行総額 ※2：農林水産省「令和4年度漁業構造動態調査結果」参照</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間		令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標		政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況		<p>（農業） 前回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：71,245円（令和3年度実績値・推計値）」を基準値とし、これを維持することであり、令和5年度実績は、85,556円であった。このように、本特例措置は高性能農業機械等の導入に効果を上げており、引き続き、生産性の向上に資する高性能農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を講じる必要がある。</p> <p>（林業） 前回の目標は「過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：527千円（令和2年度実績値・推計値）」を基準値とし、これを維持することであり、一昨年1年間に素材生産を行った1経営体あたりの高性能林業機械取得額の値は992千円※（令和4年度実績値・推計値）であることから、成果を上げている。（昨年のデータは集計中のため、一昨年のもを使用） ※本数値の推計に用いる調査の項目が令和3年から変更されている。このため、本数値は令和2年当時の項目にあわせて推計した一方、「政策の達成目標」は、現行の項目による推計をしており、差が生じている。</p> <p>（水産業） 前回の目標は、「過去1年間の漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械所得額（令和2年度実績値の平均25,014円）を基準値としこれを維持すること」であり、令和5年度実績は、25,330円であった。本特例措置は漁業機械等を導入する水産業者に対して一定の効果がある。生産性の向上に資する高性能漁業機械等の導入を促進するため、引き続き、本特例措置を講じる必要がある。</p>

		要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数(台)</td> <td>20,782</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>1,659</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>1,111</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和7年度 (見込)	対象数(台)	20,782	適用件数(件)	1,659	減税見込額(百万円)	1,111
			区分	令和7年度 (見込)							
対象数(台)	20,782										
適用件数(件)	1,659										
減税見込額(百万円)	1,111										
<p>※適用見込みについては、本特例措置の要件である団体による生産性向上要件証明書の発行実績及び機械の出荷額・導入台数等から算出している。</p>											
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と即時償却の選択適用を可能としており、これにより、農林漁業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画認定を受けるためには、国の指針に基づいた経営力の向上を図るための設備投資を通じた取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、農林漁業者の資金繰りにメリット(資金繰りやキャッシュフローの改善)を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く農林漁業者の設備投資を支援するが、対象設備に一定金額以上のものに範囲を限定するとともに、生産性の向上に係る要件を併せて付すること等により、生産性向上やコスト低減に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度運用設計がなされている。</p>									
		当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の税制として、「中小企業投資促進税制」があり、農林漁業者の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資について、対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるとされている。</p>								
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(関連する措置)</p> <p>(農業)</p> <p>令和6年度</p> <p>・農地利用効率化等支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ</p> <p style="text-align: right;">1,521百万円の内数</p> <p>(林業)</p> <p>・林業・木材産業循環成長対策のうち高性能林業機械等の導入</p> <p style="text-align: right;">6,410百万円の内数</p> <p>(水産業)</p> <p>・浜の活力再生・成長促進交付金</p> <p style="text-align: right;">6,452百万円の内数</p>									

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械等に対する投資を促進するためには、対象となる農林漁業者に限られる上記予算措置では不十分であり、高性能な農林漁業機械等への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農林漁業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置については、農林漁業者が経営力の向上のための設備投資を図り、生産性の向上を実現できるようにしていくために、今後も経営力向上計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、生産性向上の底上げを図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稲、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の需給の状況に機械化等投資が左右され、林業においては、傾斜、土壌、樹種や林業事業者の規模、資金状況等により同様の影響を受けるため、また水産業においても、漁獲・加工対象魚種の資源状況や事業者の資金状況等により同様の影響を受けるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】</p> <p>令和2年度 2,581件          令和3年度 2,339件          令和4年度 2,026件          令和5年度 1,659件</p> <p>【減収額】</p> <p>令和2年度 1,221百万円          令和3年度 1,135百万円          令和4年度 1,168百万円          令和5年度 1,111百万円</p> <p>※適用実績については、本特例措置の要件である団体による証明書の発行実績及び減税対象機械等の出荷額・導入台数等から減税見込額を算出している。</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：第42条の12の4          ② 適用件数：（特別償却）14,973件の内数          （税額控除）7,596件の内数          ③ 適用額：（特別償却）5,005億円の内数          （税額控除）120億円の内数          （令和4年度適用状況の適用業種全体の総数であること。）</p> <p>農林漁業者の適用実績については、本特例措置の要件である団体による生産性向上要件証明書の発行実績及び機械の出荷額・導入台数等から算出している。</p>

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	生産性向上をもたらす高性能な農林漁業機械等は初期投資額が大きいいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農林漁業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農林漁業の生産性向上に大きく寄与する。
	前回要望時の達成目標	<p>(農業) 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和4年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：71,245円(令和3年度実績値・推計値)を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(林業) 過去1年間に素材生産を行った経営体1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：527千円(令和2年度実績推計値)を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(水産業) 過去1年間の漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械取得額(令和2年度実績値の平均25,014円)を基準値とし、これを維持すること。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(農業・林業・水産業) 目標は達成している。引き続き、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を講じる必要がある。
これまでの要望経緯	<p>平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成29年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間は平成31年3月末まで)</p> <p>令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長(適用期間は令和3年3月末まで)</p> <p>令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加</p> <p>令和3年度 修正ROA等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長(適用期間は令和5年3月末まで)</p> <p>令和5年度 2年間の延長(令和7年3月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外</p>	

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省新事業・食品産業部企画グループ）

項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長（②食品企業者関係）								
税目	所得税 法人税								
要望の内容	<p>&lt;制度の概要&gt; 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円や1億円以下の法人は7%）が選択適用できる。</p> <p>&lt;要望の内容&gt; 適用期限を2年延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="901 833 1487 1003"> <tr> <td data-bbox="901 833 1228 891">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1228 833 1487 891">（精査中）百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 891 1228 949">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1228 891 1487 949">（▲89,200百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 949 1228 1003">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1228 949 1487 1003">（ ー百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	（精査中）百万円	（制度自体の減収額）	（▲89,200百万円）	（改正増減収額）	（ ー百万円）
平年度の減収見込額	（精査中）百万円								
（制度自体の減収額）	（▲89,200百万円）								
（改正増減収額）	（ ー百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>								

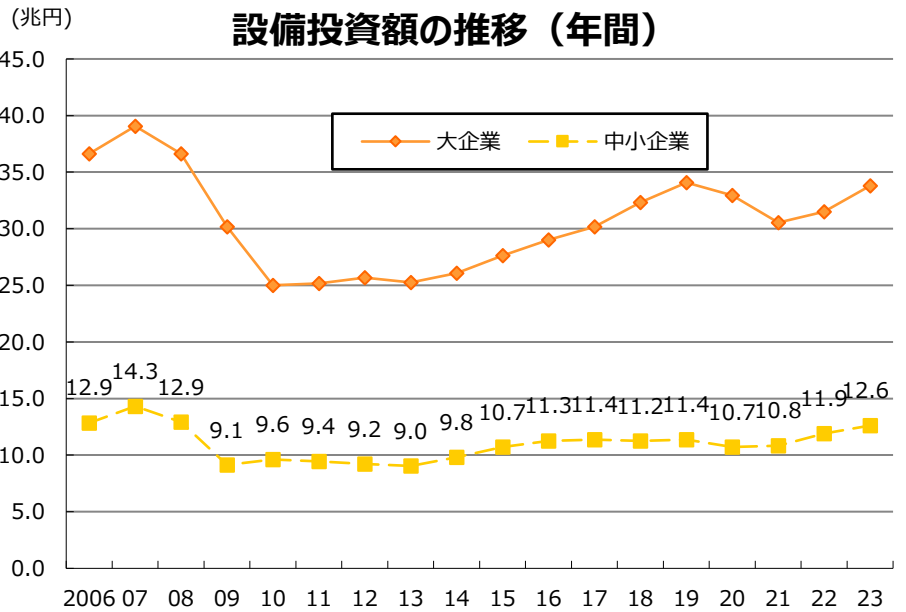


今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 新たな価値の創設による需要の開拓</p>																																								
		政策の達成目標	<p>我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>労働生産性を2020年度比で5%向上</p>																																								
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）																																								
		同上の期間中の達成目標	労働生産性を2020年度比で5%向上																																								
		政策目標の達成状況	<p>令和5年度における中小企業者等の労働生産性は2020年度比で4.4%向上となっている。</p> <p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p> <p style="text-align: center;"><b>中小企業の労働生産性の推移</b></p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>労働生産性 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2003年</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2004年</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2005年</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2006年</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2007年</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2008年</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>2009年</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2010年</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2011年</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2012年</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2013年</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2014年</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2015年</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>2016年</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>2017年</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>2018年</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2019年</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2020年</td><td>5.20</td></tr> <tr><td>2021年</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2022年</td><td>5.43</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典) 財務省「法人企業統計」より財務課集計  ※中小企業=資本金1億円未満として集計  ※労働生産性=付加価値(当期末)÷期中平均従業員数(当期末)  ※付加価値(当期末)=人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課+営業純益</p>	年	労働生産性 (百万円)	2003年	5.4	2004年	5.2	2005年	5.3	2006年	5.2	2007年	5.3	2008年	5.1	2009年	5.2	2010年	5.3	2011年	5.2	2012年	5.3	2013年	5.4	2014年	5.5	2015年	5.6	2016年	5.7	2017年	5.6	2018年	5.5	2019年	5.4	2020年	5.20	2021年	5.3
年	労働生産性 (百万円)																																										
2003年	5.4																																										
2004年	5.2																																										
2005年	5.3																																										
2006年	5.2																																										
2007年	5.3																																										
2008年	5.1																																										
2009年	5.2																																										
2010年	5.3																																										
2011年	5.2																																										
2012年	5.3																																										
2013年	5.4																																										
2014年	5.5																																										
2015年	5.6																																										
2016年	5.7																																										
2017年	5.6																																										
2018年	5.5																																										
2019年	5.4																																										
2020年	5.20																																										
2021年	5.3																																										
2022年	5.43																																										

	有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和7年度 22,434件 令和8年度 22,389件 ※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(ファイナンス・リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり(令和6年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるとされている。</p>	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
		要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】          令和2年度：23,079件          令和3年度：23,919件          令和4年度：22,569件</p> <p>【減収額】          令和2年度：768億円          令和3年度：914億円          令和4年度：892億円</p>
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第42条の12の4、第68条の15の5          適用件数：（特別償却）14,973件                    （税額控除）7,596件          適用額：（特別償却）5,005億円                    （税額控除）120億円          ※令和4年度の適用状況</p>
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。</p> <p>令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。</p> <p>※公表ページ          総務省ホームページ          租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」  <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf</a></p> <p>同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。</p> <p>このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を検証する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
		前回要望時の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和5年度における中小企業者等の設備投資は13兆円となっている。</p> <p>令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少したが、現在は回復期で好転の兆しもある。</p>	

一方で、人手不足、物価高・価格転嫁の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。



資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (年)

(注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

これまでの  
要望経緯

平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設  
(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長)

平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組  
し、中小企業経営強化税制として新設  
(適用期間は平成 31 年 3 月末まで)

令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化  
を行った上で延長  
(適用期間は令和 3 年 3 月末まで)

令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営  
力向上設備等の対象にテレワーク等のために行  
う設備投資を追加

令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投  
資の追加等を行った上で、延長  
(適用期間は令和 5 年 3 月末まで)

令和 5 年度 2 年間の延長 (令和 7 年 3 月末までの適用期間の  
延長)、対象資産からコインランドリー業又は  
暗号資産マイニング業 (主要な事業であるもの  
を除く) の用に供する機械装置でその管理のお  
おむね全部を他の者に委託するものを除外